

「福島牛『福粕花』」商標使用管理要綱

（趣旨）

第1条 この要綱は、別紙1に掲げる福島県オリジナルブランド牛である商標「福島牛『福粕花』」の名称及びロゴデザイン（以下「本商標」という。）の適正な使用を確保するため、必要な事項を定めるものとする。

（商標権）

第2条 本商標の商標権（登録番号第6937656号）は、福島県が保有する。

（使用範囲）

第3条 本商標の使用範囲は、別紙2に掲げる指定商品区分及び指定商品（以下「本商品」という。）とする。

（使用方法）

第4条 本商標に係るロゴデザインは、「福島牛『福粕花』」ロゴマークデザインマニュアル（以下「マニュアル」という。）に従って使用しなければならない。

（本商品の条件）

第5条 別紙2の第31類を除く本商品に本商標を使用する場合には、本商品に「福島牛『福粕花』」（牛肉、その加工品等）が必ず含まれていなければならない。

（本商標の表示条件）

第6条 本商標は、本商品の販売促進目的で作られるシール、ポスター、チラシ、パンフレット、容器等の資材及びWebページに表示することができる。

（使用の申請）

第7条 本商標を使用しようとする者は、あらかじめ福島県農林水産部長（以下「農林水産部長」という。）に対して「福島牛『福粕花』」商標使用申請書（別記様式1）（以下「申請書」という。）を提出し、許可を受けなければならない。

2 次の各号のいずれかに該当する場合は、前項の手続きを省略することができる。

- (1) 福島牛「福粕花」振興協議会が認定した出荷団体等が使用するとき。
- (2) 福島県の機関が使用するとき。
- (3) 報道機関が報道の目的で使用するとき。

3 申請書には、本商標が表示された媒体の見本を添付すること。ただし、見本を添付できない場合は、本商標が表示された媒体が確認できる写真や図案等を添付すること。

(使用の許可)

第8条 農林水産部長は、前条の規定による申請があったときは、その内容を審査し、適当と認める場合は「福島牛『福粕花』」商標使用許可書（別記様式2）（以下「許可書」という。）により使用を許可するものとする。なお、以下のいずれかの事項に該当する場合には、使用は許可されない。

- (1) 申請書により届け出た事項に虚偽があったとき。
- (2) マニュアルに従っていないとき。
- (3) 「福島牛『福粕花』」のブランドイメージを傷つけ、または正しい理解の妨げになるとき。
- (4) 本商標の使用が、法令又は公序良俗に反するとき、又は反する恐れがあるとき。
- (5) 宗教的行事、政治活動、暴力団活動等に使用される恐れがあると認められるとき。
- (6) その他、農林水産部長が本商標の使用について適当でないとき。

2 使用が許可されない場合は、「福島牛『福粕花』」商標使用不許可通知書（別記様式3）により通知する。

3 農林水産部長は、第1項の規定により本商標の使用の許可（以下「使用許可」という。）をするに当たり、必要と認める場合は条件を付すことができる。

(使用料)

第9条 本商標の使用料は、無料とする。

(使用上の遵守事項)

第10条 本商標を使用する者（以下「本商標使用者」という。）は、使用に当たり、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 使用許可を受けた目的以外に使用しないこと。
- (2) 商標権を保護するために、関係法令を遵守すること。
- (3) 本商標の使用に関する事故、苦情等については、誠意をもって自己の責任の下に必要な措置を講じること。
- (4) 福島県が本商品や本商標の使用に関し調査を行う場合は、報告を求められた内容を回答すること。また、福島県に提出を求められた本商品及びその他資料を提出すること。
- (5) 本商標の使用に当たり、故意又は過失により福島県に損害を与えた場合は、これによって生じた損害を福島県に賠償すること。
- (6) 第三者が商標権を侵害し、または侵害しようとしている事実を発見した場合は、ただちに福島県に連絡すること。
- (7) 使用許可を受けていない者に本商標を使用させないこと。

(適正使用の確保)

第11条 農林水産部長は、本商標の使用状況について、本商標使用者に対し、必要に応じて報告を求め、又は検査を行うことができる。

(使用許可の変更)

第12条 本商標使用者は、申請書により届け出た事項や許可書により許可を受けた事項に変更が生じるときは、「福島牛『福粕花』」商標使用許可変更申請書（別記様式4）に必要な書類を添えて農林水産部長に提出し、改めて変更後の許可を受けなければならない。

(使用許可の取消し)

第13条 福島県は、本商標使用者が次の各号のいずれかに該当するときは、使用許可を取り消すことができる。

- (1) 本商標使用者がこの要綱の規定に違反したとき。
- (2) 本商標使用者が第8条第1項に定める事項のいずれかに該当したとき。
- (3) 使用承認に付した条件に違反したとき。

2 前項の規定により使用許可を取り消す場合は、「福島牛『福粕花』」商標使用許可取消通知書（別記様式5）により行う。

3 第1項の規定により使用の許可が取消しになった者は、使用許可の取消し後すみやかに、本商標が表示された媒体から本商標を除去又は当該媒体を廃棄しなければならない。

(責任の制限)

第14条 前条の規定により使用許可を取り消した場合において、本商標使用者に損害が生じても、福島県は損害賠償、損失補償その他の法律上の責任を一切負わないものとする。

2 本商標使用者が、本商標の使用又は本商標を付した商品の瑕疵によって、第三者に対して損害又は損失を与えた場合でも、福島県は損害賠償、損失補償その他の法律上の責任を一切負わないものとする。

(所管)

第15条 本商標に関する事務は、福島県農林水産部畜産課が処理する。

附則

この要綱は、令和7年6月12日から施行する。

別紙1 (第1条関係)

出願番号	出願日	商標	商標 登録番号	商標 登録日
商願20 24-1 2624 8号	令和6年11 月25日	 <p>ふくしまの酒粕で育った福島牛 福粕花 FUKUHAKKA</p>	第69376 56号	令和7年6月 12日

別紙 2 (第 3 条関係)

商業の区分	指定商品
第 2 9 類	福島県産の牛肉を主原料とする菓子，福島県産の牛の牛脂，福島県産の牛肉，福島県産の牛肉製品，福島県産の牛肉を主材とする調理済み惣菜，福島県産の牛肉を用いたカレー・シチュー又はスープのもと，福島県産の牛肉を用いたお茶漬けのもと，福島県産の牛肉を用いたお茶漬けのり，福島県産の牛肉を用いたふりかけ，福島県産の牛肉を用いたなめ物
第 3 0 類	福島県産の牛肉を用いた食品香料（精油のものを除く。），福島県産の牛肉を加味した菓子（肉・魚・果物・野菜・豆類又はナッツを主原料とするものを除く。），福島県産の牛肉を用いたパン，福島県産の牛肉を用いたサンドイッチ，福島県産の牛肉を用いた中華まんじゅう，福島県産の牛肉を用いたハンバーガー，福島県産の牛肉を用いたピザ，福島県産の牛肉を用いたホットドッグ，福島県産の牛肉を用いたミートパイ，福島県産の牛肉を用いた調味料，福島県産の牛肉を用いたぎょうざ，福島県産の牛肉を用いたしゅうまい，福島県産の牛肉を用いたすし，福島県産の牛肉を用いた弁当，福島県産の牛肉を用いたラビオリ，福島県産の牛肉を用いた即席菓子のもと，福島県産の牛肉を用いたパスタソース
第 3 1 類	福島県産の牛用飼料，福島県で肥育された牛（食用のものを除く。）
第 4 3 類	福島県産の牛肉を用いた飲食物を提供する宿泊施設の提供，福島県産の牛肉を用いた飲食物を提供する宿泊施設の提供の契約の媒介又は取次ぎ，福島県産の牛肉を用いた飲食物の提供

(別記様式1)(第7条関係)

令和 年 月 日

福島県農林水産部長 様

住 所 : (法人、団体の場合は、主たる事業者の所在地)
氏 名 : (法人、団体の場合は、名称及び代表者の職・氏名)
担当者名 :
電話番号 :
E-mail :

「福島牛『福粕花』」商標使用申請書

「福島牛『福粕花』」商標使用管理要綱第7条の規定により、下記のとおり申請します。
なお、使用にあたっては、「福島牛『福粕花』」商標使用管理要綱の規定を遵守することを誓約します。

記

1 申請者(法人、団体)の概要

2 使用目的(商品名など)

3 使用するデザイン及び形態(該当する事項にチェックを入れること。)

名称

ロゴデザイン

マニュアルに示したデザインを使用し、規定を遵守して製作

製作物名称 ()

※デザインの見本(写真、図案等)を必ず添付すること。また、後日製品や資材等の写真を提出すること。なお、必要に応じて、社名や法令に基づく表示などを追加すること。

4 その他特記事項

(別記様式2)(第8条関係)

記 号 番 号
令和 年 月 日

(申請者) 様

福島県農林水産部長
(公 印 省 略)

「福島牛『福粕花』」商標使用許可書

令和 年 月 日付けで申請のあったこのことについて、「福島牛『福粕花』」商標使用管理要綱第8条の規定に基づき、下記のとおり使用を許可します。

なお、使用にあたっては、「福島牛『福粕花』」商標使用管理要綱の規定を遵守してください。

記

- 1 使用目的
- 2 使用するデザイン及び形態
- 3 その他特記事項

(別記様式3)(第8条関係)

記 号 番 号
令和 年 月 日

(申請者) 様

福島県農林水産部長
(公 印 省 略)

「福島牛『福粕花』」商標使用不許可通知書

令和 年 月 日付けで申請のあったこのことについて、下記の理由により不許可としたので通知します。

記

不許可の理由

(別記様式4)(第12条関係)

令和 年 月 日

福島県農林水産部長 様

住 所 : (法人、団体の場合は、主たる事業者の所在地)
氏 名 : (法人、団体の場合は、名称及び代表者の職・氏名)
担当者名 :
電話番号 :
E-mail :

「福島牛『福粕花』」商標使用許可変更申請書

令和 年 月 日付で使用許可を受けた事項について、下記のとおり変更したいので、「福島牛『福粕花』」商標使用管理要綱第12条の規定により、申請します。

記

- 1 使用目的 (商品名など)
- 2 変更事項
※変更後のデザインの見本 (写真、図案等) を必ず添付すること。また、後日製品や資材等の写真を提出すること。
- 3 変更理由
- 4 その他特記事項

(別記様式5)(第13条関係)

記 号 番 号
令和 年 月 日

(申請者) 様

福島県農林水産部長
(公 印 省 略)

「福島牛『福粕花』」商標使用許可取消通知書

令和 年 月 日付けて通知した「福島牛『福粕花』」商標使用許可について、下記の理由により取り消します。

記

取消の理由